



市からのお知らせ

お問い合わせ 0235-9082
申し込み 0235-4596
ホームページ 0235-4596

案内

●緑化奨励制度(活用)

市では、緑豊かな住み良いまちづくりを進めるため、次のとおり緑化奨励制度を設けています。

皆さんもこの制度を活用し、緑化推進にご協力をお願いいたします。

○自然緑地保全区域

樹木が健全で、区域内の面積が500平方メートル以上の樹林地を、自然緑地保全区域として指定し、所有者等に奨励金を交付していま

○自然緑地保存樹木

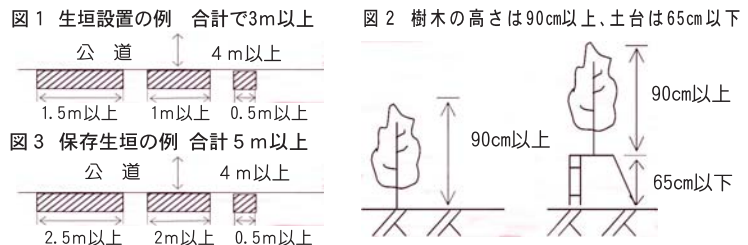
幹回りが1.5メートル以上

自然緑地保全区域等指定制度

制度	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること	幹回り(地上から1.5mの高さ)が1.5m以上、高さが3m以上あり、健全で美観にすぐれている樹木
指定期間	5年間(所有者等の同意により、指定の更新もできます)	
奨励金額(年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100㎡あたり1,500円を加算した額	樹木1本につき4,000円。並木の場合は、1本につき1,000円

生垣設置等奨励制度

制度	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	①住宅用地で公道等(幅員4m以上で公共用に供される私道を含む)に接する生垣の長さが3m以上であること(図1参照) ②樹高90cm以上で、植栽本数は1mにつき2本以上を原則とする ③樹木の種類は、市長が推奨するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイバクシン類を除く(果樹などへの病害虫被害防止のため) ④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること(図2参照)	②から④までの要件を満たすもので、生垣を設置後5年以上経過し、樹木が健全で美的に優れていること。ただし、住宅用地で公道等(幅員4m以上で公共用に供する生垣)に接する生垣の長さが5m以上であること(図3参照)
奨励金額	生垣の長さ1mにつき5,000円(端数は切り捨て)。当該年度中、同一敷地内における最高限度額は150,000円	1mにつき400円。年度途中に指定を受けた場合で指定期間が6カ月未満の場合は、2分の1の金額となります
手続き方法等	生垣を設置する前に公園緑地課へ申請してください	①公園緑地課へ申請してください ②指定期間は5年とする。ただし、必要に応じ、指定期間を1回更新することができる(最長10年の奨励)



●国民年金 付加年金制度をご利用ください

国民年金には、加入者を対象とした付加年金の制度があります。国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入することになっていますが、付加年金は、昭和45年10月に始まった任意加入の制度で、毎月の保険料に400円をプラスすることで、将来(65歳から)「200円×支払った月数」の付加年金が国民年金に加算されます(付加年金の受取金額は一生変わりません)。

この制度では、毎年「200円×支払った月数」が受け取れるため、3年目からは受取額が支払った金額以上になります(下図参照)。年金額を増やしたい方はぜひご加入ください。*

※厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

参照。公園緑地課(0235-9489)。

(第3号被保険者)と、国民年金基金の加入者(第1号被保険者)は加入できません。

厚木社会保険事務所(0223-9082)、市保険年金課(0235-4596)。

【例】付加保険料を10年間(120月)支払った場合
400円×120カ月=48,000円

受け取れる付加年金額

1年目(65歳)	200円×120カ月=24,000円
2年目(66歳)	200円×120カ月=24,000円
★2年目で受け取り金額の合計が支払い金額と同額になります。	
3年目(67歳)	200円×120カ月=24,000円以降、毎年受け取れます

※物価スライドによる受け取り額の変更なし

●屋外での燃焼行為は禁止です

野焼き(屋外燃焼行為)に対する苦情や相談が、毎年寄せられています。主な内容は、「煙や灰が家に入ってくる」「悪臭がする」「洗濯物に臭いや灰がつく」などです。屋外燃焼行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」・「県生活環境の保全等に関する条例」により、原則として禁止されています。一定の基準を満たしている焼却炉での燃焼や、一部の行為(注)では燃焼が認められる場合がありますが、できるだけ燃焼をしないよう、ご協力をお願いします。

(注) ①農作業上やむを得ず行う稲わらなどの燃焼
②どんど焼きなど社会の慣習上の燃焼
③たき火、キャンプファイアなど軽微な燃焼
④消火訓練に伴う燃焼

⑤災害予防、応急対策のために必要な燃焼

環境保全課(0235-4912)。

最近、資源回収を行っている容器包装プラスチックで、汚れが多い物の排出が増えています(左写真)。



容器包装プラスチックは、圧縮梱包(こんぼう)してリサイクル業者へ引き渡していますが、汚れが多いプラスチックが混入すると、カビなどの汚れや悪臭発生の原因となり、資源としての再利用ができません。これは手で選別し除去してありますが、完全な除去は困難です。分別する際は、次の点に注意して出してください。

●汚れている物は、ため水などで軽くすすぐ ●容器に付いているキャップやポンプなどは外して出す ●水ですすいでも汚れが取

れない場合は、燃やせるごみとして出す。適切なごみの排出にご協力をお願いします。

資源対策課(0235-4923)。

●剪定枝や木材の出し方にご注意

年末に向けて、庭木の剪定や大掃除で不要な物をこみとして出す機会が増えます。

太い枝や長い板などは、一本当たりの直径を10cm以内、長さ50cm以下に切断してください。また、枝類は袋に入れるか、針金などを使わずに、ひもなどで25cm以内の太さに束ねてから集積所に出してください。

9日(木)文教委常任委員会
10日(金)経済建設常任委員会
14日(水)本会議(一般質問)
15日(木)本会議(一般質問)
21日(水)本会議(委員会報告・議案審議)

●市史資料所在目録 第18集を刊行
海老名市教育委員会では、「海老名市史資料所在目録第18集新聞記事目録Ⅷ」を刊行しました。本書は昭和55年〜59年までの神奈川新聞から、市や市民について記事があるもの、厚木基地や相模川に関する記事の見出しをまとめたものです(A4版141ページ、500円)。

郵送頒布もします(送料別途)。また市役所1階情報公開コーナーで閲覧、中央図書館・有馬図書館では閲覧と貸し出しも行います。

生涯学習文化財課(0232-3611)。

●市議会12月定例会を開催

市議会12月定例会は、次の日程で行われる予定です。2日と21日は午前9時30分、その他は午前9時に開会予定です。

2日(木)本会議議案審議
8日(水)総務常任委員会
9日(木)文教社会常任委員会
10日(金)経済建設常任委員会
14日(水)本会議(一般質問)
15日(木)本会議(一般質問)
21日(水)本会議(委員会報告・議案審議)

※本会議のインターネット中継は、市ホームページでご覧いただけます(現在は録画中継が見られます)。(12月)

市役所地下売店、生涯学習文化財課、同課市史編さん事務局(文化会館4階)、郷土資料展示コーナー(同館1階)、内田屋書房本店(厚木市)で有償頒布中。

ご寄付がとう 敬称略
◇市環境基金へ
▽5万円▽平塚信用金庫理事長・石崎明
◇中学生・女子▽チーム編成 監督1人・選手9人以内(補欠3人含む)
▽費用 1000円(選手を中学・高校生のみで編成したチームは無料)。

※監督者会議を1月7日(木)18時30分から市役所401会議室で開催しますので、必ず出席してください。

運動公園総合体育館・北部公園体育館にある所定の申込用紙に必要事項を記入し、12月4日(金)までに文化スポーツ課(0235-4927)へ。

●多重債務者特別相談会
市では、県と共催で多重債務者のための無料特別相談会を実施します。借金を抱え、悩んでいる方、ぜひご相談ください。
▽日時 12月9日(木)9時30分〜15時20分
▽会場 市役所7階会議室
▽内容 ①かながわ生活支援相談センター職員による生活再建に向けた助言(多重債務者の状況・原因の聞き取り、法律相談書類整理等) ②①を基にした弁護士による法律相談 ※①②ともに相談時間は一人30分
▽対象 定員 市内在住の方・先着9人(予約制)。
11月16日(月)から電話で広聴相談課(0235-7面上に続く)